

介護報酬算定構造のイメージ

本資料は、市町村等におけるシステム改修作業の円滑な実施を支援する観点から、これまでに行われた介護給付費分科会の議論等を踏まえ、介護報酬の算定構造イメージを作成したものであるが、具体的な内容については今後の介護給付費分科会の議論を踏まえ、見直しの可能性があり得るものである。

介護サービス

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

ハ 療養病床を有する診療所における短期入所療養介護費

ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

ホ 基準適合診療所における短期入所療養介護費

- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造



- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 介護療養施設サービス

イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

[脚注]

・今回改正部分は、とする。(ただし、療養病床から転換した介護老人保健施設のみ算定可能な部分については、とする。)

9 短期入所療養介護費
イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	
		移動を行う職員等の勤務多量となる場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超過する場合	医師、看護師、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の職員が基準に満たない場合	貸物のユニットがリーダーユニットに配置していない本ユニットケアにおける体制が未整備である場合	リハビリテーション機能強化加算	
						認知症ケア加算	
						利用者に対して返遊を行う場合	
(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき)	【一】 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	経過的介護課 (558 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+30単位	+76単位
		課介護1 (732 単位)					
		課介護2 (781 単位)					
		課介護3 (834 単位)					
		課介護4 (888 単位)					
	【二】 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	経過的介護課 (617 単位)					
		課介護1 (831 単位)					
		課介護2 (880 単位)					
		課介護3 (933 単位)					
		課介護4 (987 単位)					
	【三】 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ) <従来型個室から転換・看護職員常時配置>	経過的介護課 (〇〇 単位)					
		課介護1 (〇〇 単位)					
		課介護2 (〇〇 単位)					
		課介護3 (〇〇 単位)					
		課介護4 (〇〇 単位)					
【四】 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ) <多床室から転換・看護職員常時配置>	経過的介護課 (〇〇 単位)						
	課介護1 (〇〇 単位)						
	課介護2 (〇〇 単位)						
	課介護3 (〇〇 単位)						
	課介護4 (〇〇 単位)						
(2) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき)	【一】 ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	経過的介護課 (624 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+30単位	片道につき +184単位
		課介護1 (834 単位)					
		課介護2 (883 単位)					
		課介護3 (936 単位)					
		課介護4 (990 単位)					
	【二】 ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室>	経過的介護課 (624 単位)					
		課介護1 (834 単位)					
		課介護2 (883 単位)					
		課介護3 (936 単位)					
		課介護4 (990 単位)					
	【三】 ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ) <従来型個室から転換・看護職員常時配置>	経過的介護課 (〇〇 単位)					
		課介護1 (〇〇 単位)					
		課介護2 (〇〇 単位)					
		課介護3 (〇〇 単位)					
		課介護4 (〇〇 単位)					
【四】 ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ) <多床室から転換・看護職員常時配置>	経過的介護課 (〇〇 単位)						
	課介護1 (〇〇 単位)						
	課介護2 (〇〇 単位)						
	課介護3 (〇〇 単位)						
	課介護4 (〇〇 単位)						
(3) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき)	経過的介護課 (760 単位)						
	課介護1 (834 単位)						
	課介護2 (883 単位)						
	課介護3 (936 単位)						
	課介護4 (990 単位)						
【注】 特定療養費							
【注】 療養費削減特別加算							
【注】 栄養管理特別加算							
(4) 栄養管理特別加算							
(1) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)							
(2) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)							
(5) 療養費加算 (1日につき 23単位を加算)							
(6) 緊急短期入所ネットワーク加算 (1日につき 50単位を加算)							
(7) 緊急時治療等(1) 緊急時治療管理費 (1月1日3日を限度に、1日につき500単位を算定)							
(2) 特定治療							

※ 緊急時治療等と特定治療は、特定療養費と緊急時施設療養費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ PT・OTによる人員配置減算を適用する場合には、リハビリ機能強化加算を適用しない。

※ 緊急短期入所ネットワーク加算を算定する場合は、超過定員減算の適用について要件の複和を行う。

口 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分	注		注		注		注		注		注	
	医師の勤務条件等を満たさない場合	診療の内容及び入院患者の数が当該病院の定員を超過する場合は、又は	看護士が不足している場合	看護士が不足している場合	指定の医師が不足している場合	指定の医師が不足している場合	指定の医師が不足している場合	指定の医師が不足している場合	指定の医師が不足している場合	指定の医師が不足している場合	指定の医師が不足している場合	指定の医師が不足している場合
(1) 病院療養病棟短期入所療養介護費(7日につき)	a 病院療養病棟短期入所療養介護費(1)(従来型個室)	経過的要介護 (534単位)										
		要介護1 (701単位)										
		要介護2 (811単位)										
		要介護3 (1,049単位)										
		要介護4 (1,507単位)										
	b 病院療養病棟短期入所療養介護費(2)(多床室)	経過的要介護 (612単位)										
		要介護1 (832単位)										
		要介護2 (942単位)										
		要介護3 (1,180単位)										
		要介護4 (1,281単位)										
(2) 病院療養病棟短期入所療養介護費(7日につき)	a 病院療養病棟短期入所療養介護費(1)(従来型個室)	経過的要介護 (498単位)										
		要介護1 (641単位)										
		要介護2 (750単位)										
		要介護3 (910単位)										
		要介護4 (1,066単位)										
	b 病院療養病棟短期入所療養介護費(2)(多床室)	経過的要介護 (582単位)										
		要介護1 (772単位)										
		要介護2 (881単位)										
		要介護3 (1,041単位)										
		要介護4 (1,197単位)										
(3) ユニット型病院療養病棟短期入所療養介護費(7日につき)	a 病院療養病棟短期入所療養介護費(1)(従来型個室)	経過的要介護 (473単位)										
		要介護1 (611単位)										
		要介護2 (722単位)										
		要介護3 (873単位)										
		要介護4 (1,030単位)										
	b 病院療養病棟短期入所療養介護費(2)(多床室)	経過的要介護 (567単位)										
		要介護1 (742単位)										
		要介護2 (853単位)										
		要介護3 (1,004単位)										
		要介護4 (1,161単位)										
(4) ユニット型病院療養病棟短期入所療養介護費(7日につき)	a 病院療養病棟短期入所療養介護費(1)(従来型個室)	経過的要介護 (100単位)										
		要介護1 (100単位)										
		要介護2 (100単位)										
		要介護3 (100単位)										
		要介護4 (100単位)										
	b 病院療養病棟短期入所療養介護費(2)(多床室)	経過的要介護 (100単位)										
		要介護1 (100単位)										
		要介護2 (100単位)										
		要介護3 (100単位)										
		要介護4 (100単位)										
(5) ユニット型病院療養病棟短期入所療養介護費(7日につき)	a 病院療養病棟短期入所療養介護費(1)(従来型個室)	経過的要介護 (534単位)										
		要介護1 (701単位)										
		要介護2 (811単位)										
		要介護3 (1,049単位)										
		要介護4 (1,507単位)										
	b 病院療養病棟短期入所療養介護費(2)(多床室)	経過的要介護 (612単位)										
		要介護1 (832単位)										
		要介護2 (942単位)										
		要介護3 (1,180単位)										
		要介護4 (1,281単位)										
(6) 特定診療費	a 病院療養病棟短期入所療養介護費(1)(従来型個室)	経過的要介護 (625単位)										
		要介護1 (835単位)										
		要介護2 (945単位)										
		要介護3 (1,183単位)										
		要介護4 (1,284単位)										
	b 病院療養病棟短期入所療養介護費(2)(多床室)	経過的要介護 (625単位)										
		要介護1 (835単位)										
		要介護2 (945単位)										
		要介護3 (1,183単位)										
		要介護4 (1,284単位)										
(7) 療養介護費	a 病院療養病棟短期入所療養介護費(1)(従来型個室)	経過的要介護 (100単位)										
		要介護1 (100単位)										
		要介護2 (100単位)										
		要介護3 (100単位)										
		要介護4 (100単位)										
	b 病院療養病棟短期入所療養介護費(2)(多床室)	経過的要介護 (100単位)										
		要介護1 (100単位)										
		要介護2 (100単位)										
		要介護3 (100単位)										
		要介護4 (100単位)										
(8) 緊急短期入所ネットワーク加算	a 病院療養病棟短期入所療養介護費(1)(従来型個室)	経過的要介護 (625単位)										
		要介護1 (835単位)										
		要介護2 (945単位)										
		要介護3 (1,183単位)										
		要介護4 (1,284単位)										
	b 病院療養病棟短期入所療養介護費(2)(多床室)	経過的要介護 (625単位)										
		要介護1 (835単位)										
		要介護2 (945単位)										
		要介護3 (1,183単位)										
		要介護4 (1,284単位)										
(9) 療養介護費	a 病院療養病棟短期入所療養介護費(1)(従来型個室)	経過的要介護 (100単位)										
		要介護1 (100単位)										
		要介護2 (100単位)										
		要介護3 (100単位)										
		要介護4 (100単位)										
	b 病院療養病棟短期入所療養介護費(2)(多床室)	経過的要介護 (100単位)										
		要介護1 (100単位)										
		要介護2 (100単位)										
		要介護3 (100単位)										
		要介護4 (100単位)										

※ 特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 ※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
 ※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
 ※ 緊急短期入所ネットワーク加算を算定する場合は、超過定員減算の適用について要件の緩和を行う。

ハ 療養病床を有する診療所における短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	
		利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	施設基準の区分による療養環境減算 廊下幅が設備基準を満たさない場合	利用者に対して送迎を行う場合	
(1) 診療所療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所療養病床短期入所療養介護費 (I) <従来型個室> 看護<6:1> 介護<6:1>	a. 診療所療養病床短期入所療養介護費 (i)	経過的要介護 (517 単位)	×70/100	診療所療養病床療養環境減算 ——60単位 診療所療養病床設備基準減算 ——60単位	片道につき +184単位
		要介護1 (682 単位)				
		要介護2 (734 単位)				
		要介護3 (786 単位)				
		要介護4 (837 単位)				
		要介護5 (889 単位)				
		経過的要介護 (601 単位)				
		要介護1 (813 単位)				
		要介護2 (865 単位)				
		要介護3 (917 単位)				
	要介護4 (968 単位)					
	要介護5 (1,020 単位)					
	(二) 診療所療養病床短期入所療養介護費 (II) 看護・介護<3:1>	b. 診療所療養病床短期入所療養介護費 (ii)	経過的要介護 (447 単位)			
		要介護1 (592 単位)				
		要介護2 (638 単位)				
		要介護3 (684 単位)				
		要介護4 (730 単位)				
		要介護5 (776 単位)				
		経過的要介護 (536 単位)				
		要介護1 (723 単位)				
要介護2 (769 単位)						
要介護3 (815 単位)						
要介護4 (861 単位)						
要介護5 (907 単位)						
(2) ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費 (I) <ユニット型個室>	経過的要介護 (608 単位)	×97/100			
		要介護1 (816 単位)				
		要介護2 (868 単位)				
		要介護3 (920 単位)				
		要介護4 (971 単位)				
	要介護5 (1,023 単位)					
	(二) ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費 (II) <ユニット型準個室>	経過的要介護 (608 単位)				
		要介護1 (816 単位)				
		要介護2 (868 単位)				
		要介護3 (920 単位)				
要介護4 (971 単位)						
要介護5 (1,023 単位)						
(3) 特定診療所療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)	(760 単位)					
(4) 栄養管理体制加算	(一) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)					
	(二) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)					
(5) 療養食加算	(1日につき 23単位を加算)					
(6) 緊急短期入所ネットワーク加算	(1日につき 50単位を加算)					
(7) 特定診療費						

： 特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 緊急短期入所ネットワーク加算を算定する場合は、超過定員減算の適用について要件の緩和を行う。

2 介護保健施設サービス

基本部分			注	注	注	注	注	注		
			夜間を行う職員 の勤務条件 基準を満たさ ない場合	入居者の数が 入所定員を超 える場合	医師、看護職 員、介護職員、 理学療法士、作 業療法士又は介 護支援専門員の 員数が基準に満 たない場合	定数のユニットワ ーカーをユニット毎に 配置していない等 ユニットケアにおけ る体制が整備され ない場合	リハビリテーショ ンマネジメント 加算	短期集中リハビ テーション実 施加算	認知症短期集 中リハビリテ ーション実 施加算	認知症ケア加 算
イ 介護保健施設サービス (1日につき)	(1) 介護保健施設サービス費(1) <従来型個室>	要介護1 (702単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	1日につき +25単位	1日につき +60単位	1日につき (入所日から3 月以内、1週間 に3回を限度)	1日につき +76単位
		要介護2 (751単位)								
		要介護3 (804単位)								
		要介護4 (858単位)								
		要介護5 (911単位)								
	(2) 介護保健施設サービス費(2) <多床室>	要介護1 (781単位)								
		要介護2 (832単位)								
		要介護3 (883単位)								
		要介護4 (937単位)								
		要介護5 (990単位)								
	(3) 介護保健施設サービス費(3) <療養病棟から転送 看護ユニット別室>	要介護1 (700単位)								
		要介護2 (750単位)								
要介護3 (800単位)										
要介護4 (850単位)										
要介護5 (900単位)										
(4) 介護保健施設サービス費(4) <療養病棟から転送 看護ユニット別室>	要介護1 (700単位)									
	要介護2 (750単位)									
	要介護3 (800単位)									
	要介護4 (850単位)									
	要介護5 (900単位)									
ロ ユニオン型介護保健施設サービス費 (1日につき)	(1) ユニオン型介護保健施設サービス費(1) <ユニオン型個室>	要介護1 (784単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	1日につき +25単位	1日につき +60単位	1日につき (入所日から3 月以内、1週間 に3回を限度)	1日につき +76単位
		要介護2 (833単位)								
		要介護3 (886単位)								
		要介護4 (940単位)								
		要介護5 (993単位)								
	(2) ユニオン型介護保健施設サービス費(2) <ユニオン型個室>	要介護1 (700単位)								
		要介護2 (750単位)								
		要介護3 (800単位)								
		要介護4 (850単位)								
		要介護5 (900単位)								
(3) ユニオン型介護保健施設サービス費(3) <療養病棟から転送 看護ユニット別室>	要介護1 (700単位)									
	要介護2 (750単位)									
	要介護3 (800単位)									
	要介護4 (850単位)									
	要介護5 (900単位)									
注 身体拘束防止未実施減算 (1日につき 5単位を減算)										
注 外泊時費用			入所者に対して居室における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき444単位を算定							
注 执行的通所サービス費			入所者に対して居室における执行的通所を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定							
注 ターミナルケア加算 (1日につき 00単位を加算)										
注 特定看護費										
注 療養体科増付特別加算										
ハ 初期加算 (1日につき 30単位を加算)										
ニ 通所診療 加算	(1) 通所診療指導加算 (入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)	(一) 通所診療指導加算 (入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)								
		(二) 通所診療指導加算 (400単位)								
		(三) 通所診療指導加算 (500単位)								
		(四) 通所診療指導加算 (500単位)								
		(2) 老人科看護指導加算 (入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)								
ホ 栄養管理 体制加算	(1) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)									
	(2) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)									
ヘ 栄養マネジメント加算 (1日につき 12単位を加算)										
ト 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)										
チ 経口維持加算(1日につき)			(1) 経口維持加算(1) (28単位) (2) 経口維持加算(2) (5単位)							
リ 看護士加算 (1日につき 23単位を加算)										
タ 在宅看護支援施設加算 (1日につき 10単位を加算)										
ル 緊急時 診療加算	(1) 緊急時診療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき500単位を算定)									
	(2) 特定治療									

※ PT・OTによる人員配置減算を適用する場合には、リハビリテーションマネジメント加算、短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を適用しない。
 ※ 小規模介護老人保健施設における介護給付の180日の算定日数上限を撤廃することから、現行「小規模介護保健施設サービス費」は廃止。

3 介護療養施設サービス

イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分	注					注		注		注		
	夜勤を行う職員 の勤務条件 基準を満たさない 場合	入院患者の立 が入院患者の 定員を超える 場合	看護・介護職 員の員数が基 準を満たさない 場合	介護支援専門 員の員数が基 準を満たさない 場合	看護職員が定員 に定められた管 理職員の員数 に20/100を乗 じて算出された 場合	前掲の医師補 償計画を算出 した上で、定額 の数が算出され た場合、定額 に50/100を乗 じて算出された 場合	同定の医師補 償計画を算出 した上で、定額 の数が算出され た場合、定額 に50/100を乗 じて算出された 場合	余剰のユニット リーダーモニ トラーに配置 していない等ユ ニットが7に對 する定員が不足 している場合	施設基準の定 員に超過する 場合	医師の配置に ついて医療法 施行規則第49 条の規定が適 用されている 場合	夜勤を行う職 員の勤務条件 に関する基準 の区分による加 算	
(1) 看護型 介護療養施設 サービス受 付(1日につき)	a 看護型介護療 養施設サービス 受付(1) <採択型個室>	療養介護1 (571 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	-12単位						
		療養介護2 (781 単位)										
		療養介護3 (1,019 単位)										
		療養介護4 (1,120 単位)										
		療養介護5 (1,211 単位)										
	b 看護型介護療 養施設サービス 受付(2) <多床室>	療養介護1 (782 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	-12単位						
		療養介護2 (892 単位)										
		療養介護3 (1,130 単位)										
		療養介護4 (1,231 単位)										
		療養介護5 (1,322 単位)										
	c 看護型介護療 養施設サービス 受付(3) <採択型個室>	療養介護1 (611 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	-12単位						
		療養介護2 (720 単位)										
		療養介護3 (880 単位)										
		療養介護4 (1,036 単位)										
		療養介護5 (1,078 単位)										
d 看護型介護療 養施設サービス 受付(4) <多床室>	療養介護1 (831 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	-12単位							
	療養介護2 (831 単位)											
	療養介護3 (991 単位)											
	療養介護4 (1,147 単位)											
	療養介護5 (1,189 単位)											
e 看護型介護療 養施設サービス 受付(5) <採択型個室>	療養介護1 (682 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	-12単位							
	療養介護2 (682 単位)											
	療養介護3 (843 単位)											
	療養介護4 (1,000 単位)											
	療養介護5 (1,041 単位)											
f 看護型介護療 養施設サービス 受付(6) <多床室>	療養介護1 (692 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	-12単位							
	療養介護2 (803 単位)											
	療養介護3 (964 単位)											
	療養介護4 (1,111 単位)											
	療養介護5 (1,152 単位)											
(2) 看護型 介護療養施設 サービス受 付(1日につき)	a 看護型介護療 養施設サービス 受付(1) <採択型個室>	療養介護1 (671 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	-12単位						
		療養介護2 (781 単位)										
		療養介護3 (1,019 単位)										
		療養介護4 (1,120 単位)										
		療養介護5 (1,211 単位)										
	b 看護型介護療 養施設サービス 受付(2) <多床室>	療養介護1 (782 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	-12単位						
		療養介護2 (892 単位)										
		療養介護3 (1,130 単位)										
		療養介護4 (1,231 単位)										
		療養介護5 (1,322 単位)										
	c 看護型介護療 養施設サービス 受付(3) <採択型個室>	療養介護1 (611 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	-12単位						
		療養介護2 (720 単位)										
		療養介護3 (880 単位)										
		療養介護4 (1,036 単位)										
		療養介護5 (1,078 単位)										
d 看護型介護療 養施設サービス 受付(4) <多床室>	療養介護1 (831 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	-12単位							
	療養介護2 (831 単位)											
	療養介護3 (991 単位)											
	療養介護4 (1,147 単位)											
	療養介護5 (1,189 単位)											
e 看護型介護療 養施設サービス 受付(5) <採択型個室>	療養介護1 (682 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	-12単位							
	療養介護2 (682 単位)											
	療養介護3 (843 単位)											
	療養介護4 (1,000 単位)											
	療養介護5 (1,041 単位)											
f 看護型介護療 養施設サービス 受付(6) <多床室>	療養介護1 (692 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	-12単位							
	療養介護2 (803 単位)											
	療養介護3 (964 単位)											
	療養介護4 (1,111 単位)											
	療養介護5 (1,152 単位)											
(3) ユニット 型看護型介護 療養施設サー ビス受付(1 日につき)	a ユニット型看護 型介護療養施設 サービス受付(1) <ユニット型個室>	療養介護1 (785 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	-12単位						
		療養介護2 (895 単位)										
		療養介護3 (1,133 単位)										
		療養介護4 (1,234 単位)										
		療養介護5 (1,325 単位)										
	b ユニット型看護 型介護療養施設 サービス受付(2) <ユニット型個室>	療養介護1 (895 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	-12単位						
		療養介護2 (895 単位)										
		療養介護3 (1,133 単位)										
		療養介護4 (1,234 単位)										
		療養介護5 (1,325 単位)										
	c ユニット型看護 型介護療養施設 サービス受付(3) <ユニット型個室>	療養介護1 (611 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	-12単位						
		療養介護2 (720 単位)										
		療養介護3 (880 単位)										
		療養介護4 (1,036 単位)										
		療養介護5 (1,078 単位)										
d ユニット型看護 型介護療養施設 サービス受付(4) <ユニット型個室>	療養介護1 (831 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	-12単位							
	療養介護2 (831 単位)											
	療養介護3 (991 単位)											
	療養介護4 (1,147 単位)											
	療養介護5 (1,189 単位)											
e ユニット型看護 型介護療養施設 サービス受付(5) <ユニット型個室>	療養介護1 (682 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	-12単位							
	療養介護2 (682 単位)											
	療養介護3 (843 単位)											
	療養介護4 (1,000 単位)											
	療養介護5 (1,041 単位)											
f ユニット型看護 型介護療養施設 サービス受付(6) <ユニット型個室>	療養介護1 (692 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	-12単位							
	療養介護2 (803 単位)											
	療養介護3 (964 単位)											
	療養介護4 (1,111 単位)											
	療養介護5 (1,152 単位)											
注 身体拘束禁止未実施減算 (1日につき 5単位を減算)												
注 外泊時費用 入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日に2,444単位を算定												
注 試行的退院サービス費 入院患者に対して居宅における試行的退院を認めた場合、1月に6日を限度として1日につき800単位を算定 (2)の基本単位数に換算)												
注 総科受診時費用 入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日に2,444単位を算定												
(5) 初期加算 (1日につき 430単位)												
(6) 退院時 指導等加算	(一) 退院時 指導加算	a 退院前指導加算 (入院中1回(又は2回)、退院後1回を限度に、 460単位を算定)	×70/100	×70/100	×70/100	-12単位						
		b 退院時指導加算 (400単位)										
		c 退院時指導提供加算 (500単位)										
		d 退院時退院加算 (500単位)										
		(二) 老人訪問看護指導加算 (入院患者1人につき1回を限度として 300単位を算定)										
注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合												
注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合												
注 在宅介護支援事業所と退院前の連携し、情報提供とサービス調整を行った場合												
(7) 受療管理 体制加算												
(一) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)												
(二) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)												
(8) 栄養マネジメント加算 (1日につき 12単位を加算)												
(9) 移住加算 (1日につき 28単位を加算)												
(10) 経口嚥下加算(1日につき)												
[1] 経口嚥下加算(1) (28単位)												
[2] 経口嚥下加算(2) (5単位)												
(11) 栄養加算 (1日につき 23単位を加算)												
(12) 在宅看護支援加算 (1日につき 10単位を加算)												
(13) 特定診療												

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経遇措置減算を適用しない。
 ※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

口 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

基本部分		注	注	注
(1) 診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) 診療所型介護療養施設サービス費 (I) 看護<6:1> 介護<6:1>	a 診療所型介護療養施設サービス費 (I) <従来型個室>	要介護1 (652 単位) 要介護2 (704 単位) 要介護3 (756 単位) 要介護4 (807 単位) 要介護5 (859 単位)	施設基準の区分による療養単位数計算 部下帳が設備基準を満たさない場合
		b 診療所型介護療養施設サービス費 (II) <多床室>	要介護1 (783 単位) 要介護2 (815 単位) 要介護3 (867 単位) 要介護4 (918 単位) 要介護5 (970 単位)	
(2) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(二) 診療所型介護療養施設サービス費 (II) 看護・介護<3:1>	a 診療所型介護療養施設サービス費 (I) <従来型個室>	要介護1 (562 単位) 要介護2 (608 単位) 要介護3 (654 単位) 要介護4 (700 単位) 要介護5 (746 単位)	診療所療養病床療養単位数 —60単位 診療所療養病床設備基準計算 —60単位
		b 診療所型介護療養施設サービス費 (II) <多床室>	要介護1 (673 単位) 要介護2 (719 単位) 要介護3 (765 単位) 要介護4 (811 単位) 要介護5 (857 単位)	
(2) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (I) <ユニット型個室>		要介護1 (766 単位) 要介護2 (818 単位) 要介護3 (870 単位) 要介護4 (921 単位) 要介護5 (973 単位)	×70/100
		(二) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (II) <ユニット型準個室>	要介護1 (766 単位) 要介護2 (818 単位) 要介護3 (870 単位) 要介護4 (921 単位) 要介護5 (973 単位)	
注 身体拘束廃止未実施加算 (1日につき 5単位を減算)				
注 外泊時費用		入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき、444単位を算定		
注 他科受診時費用		入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき444単位を算定		
(3) 初期加算 (1日につき +30単位)				
(4) 退院時指導等加算	(一) 退院時指導加算	a 退院前後訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)、退院後1回を限度に、460単位を算定)		注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合 注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
		b 退院時指導加算	(400単位)	
		c 退院時情報提供加算	(500単位)	
		d 退院前連携加算	(500単位)	
(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位を算定)				
(5) 栄養管理体制加算	(一) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)			
	(二) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)			
(6) 栄養マネジメント加算 (1日につき 12単位を加算)				
(7) 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)				
(8) 経口維持加算(1日につき)	(1) 経口維持加算(I) (28単位)			
	(2) 経口維持加算(II) (5単位)			
(9) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)				
(10) 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)				
(11) 特定診療費				

介護予防サービス

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問介護費
- 2 介護予防訪問入浴介護費
- 3 介護予防訪問看護費
- 4 介護予防訪問リハビリテーション費
- 5 介護予防居宅療養管理指導費
- 6 介護予防通所介護費
- 7 介護予防通所リハビリテーション費
- 8 介護予防短期入所生活介護費
- 9 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

ハ 療養病床を有する診療所における介護予防短期入所療養介護費

ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

ホ 基準適合診療所における介護予防短期入所療養介護費

- 10 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 11 介護予防福祉用具貸与費

II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

9 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分			注			注	注	注
		a介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (558 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	1日につき +30単位
		b介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援2 (698 単位)					
(1) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)	a介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (617 単位)					
		b介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援2 (771 単位)					
	(二) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <療養病棟から転換・看護職員常時配置>	a介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (〇〇 単位)					
		b介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援2 (〇〇 単位)					
	(三) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <療養病棟から転換・看護コントロール体制>	a介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (〇〇 単位)					
		b介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援2 (〇〇 単位)					
(2) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)	aユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)	要支援1 (624 単位)					
		bユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)	要支援2 (780 単位)					
		aユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)	要支援1 (624 単位)					
		bユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)	要支援2 (780 単位)					
	(二) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <療養病棟から転換・看護職員常時配置>	aユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)	要支援1 (〇〇 単位)					
		bユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)	要支援2 (〇〇 単位)					
	(三) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <療養病棟から転換・看護コントロール体制>	aユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)	要支援1 (〇〇 単位)					
		bユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)	要支援2 (〇〇 単位)					
		aユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)	要支援1 (〇〇 単位)					
		bユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)	要支援2 (〇〇 単位)					

注 特定療養費
注 療養体制維持特別加算
(3) 栄養管理 体制加算
(一) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)
(二) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)
(4) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)
(5) 緊急時施設 設置費
(一) 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき500単位を算定)
(二) 特定治療

：緊急時治療管理と特定治療は、特定療養費と緊急時施設療養費は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 ※ PT・OTによる人員配置減算を適用する場合には、リハビリテーション機能強化加算は算定しない。

ハ 療養病床を有する診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注	注	注	注				
(1) 診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費 (I) 看護<6:1> 介護<6:1>	a.診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (517 単位)	×70/100	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	施設基準の区分による療養環境減算 面・幅が設備基準を満たさない場合	利用者に対して送迎を行う場合				
			要支援2 (646 単位)								
		b.診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (601 単位)								
			要支援2 (751 単位)								
	(二) 診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費 (II) 看護・介護 <3:1>	a.診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (447 単位)								
			要支援2 (559 単位)								
		b.診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (536 単位)								
			要支援2 (670 単位)								
	(2) ユニット型診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(I) <ユニット型個室>						要支援1 (608 単位)	×97/100	診療所療養病床療養環境減算 ――60単位 診療所療養病床設備基準減算 ――60単位	片道につき +184単位
								要支援2 (760 単位)			
		(二) ユニット型診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(II) <ユニット型準個室>						要支援1 (608 単位)			
								要支援2 (760 単位)			
(3) 栄養管理体制加算	(一) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)										
	(二) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)										
(4) 療養食加算			(1日につき 23単位を加算)								
(5) 特定診療費											

： 特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目